

総務委員長報告

令和2年11月定例会(12月15日)

総務委員長報告をいたします。

今定例会において総務委員会に付託されました議案のうち、既に11月30日及び12月4日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「令和2年度島根県一般会計補正予算（第8号）」の予算案1件、「島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例」など条例案4件、「当せん金付証票の発売について」の一般事件案1件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第122号議案「令和2年度島根県一般会計補正予算（第8号）」のうち地域振興部所管分についてであります。委員から、バスの運行や隠岐と本土とを結ぶ航路等について、現在の住民の利便性や生活要件を維持しつつ、並行して将来的にはどのようにしていくのかを小さな拠点づくり構想の中で議論し、合意形成を図る取り組みを進めていくことが必要ではないかとの意見があり、執行部からは、小さな拠点づくり事業では、将来的に人口が減少した後の地域の生活機能の維持について、住民同士があらかじめ話し合っ方向性を見いだせるよう、県としては危機感とスピード感を持って、積極的に粘り強く取り組んでいく必要があると考えているとの回答がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第18号は、島根県議会において平成25年6月26日付で決議された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書」の撤回決議を求めるもので、平成30年2月定例会及び令和元年6月定例会から令和2年9月定例会までの各定例会において審査し、「不採択」とした請願と同趣旨のものであります。

委員からは、島根県議会から提出した当該意見書は、我が国の国益、地方自治体の公益を損なうとの観点から、意見書の撤回を求めるとの意見がありました。また、別

の委員からは、地方議会は、河野談話の正否について議論する立場になく、政府が「河野談話を否定できない」としている以上、その判断に沿い、意見書を撤回する必要はないとの意見や、これまで提出されてきた同趣旨の請願の議決結果は、その都度不採択とされており、現在も河野談話は踏襲され変化はないことから、不採択と考えるとの意見がありました。最終的に挙手採決の結果、賛成少数により「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

また、同じく新規の請願第19号は、私学助成政策の抜本的拡充を求めるものであります。本請願については、政府の動向を注視し検討する必要があるとの理由から、全会一致をもって「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

また、継続審査中の私学助成に関する請願第6号についても、同様の理由から、引き続き「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

また、継続審査中の請願第15号については、現状に大きな変化がなく、結論に至る状況にないことから、引き続き「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

次に、意見書の提出を求める陳情の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された陳情第123号は、令和3年3月31日を期限とされている軽油引取税の課税免除措置の期間延長、あるいは恒久化について国への意見書提出を求めるものであります。本陳情については、軽油引取税は、現在はあくまで特例措置として「免除」が継続されてきているところであり、これを「恒久化」するとすれば、制度の枠組みを根本から見直す法改正が必要となり、容易に実現できるものではない。ただし、この陳情の趣旨は理解できるものであることから、全会一致をもって、「趣旨採択」とし、免除の期間延長を求める意見書を提出すべきとの審査結果でありました。

なお、この陳情にかかる意見書については、後ほど福井議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

地域振興部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「小さな拠点づくり」モデル地区の追加選定についてでは、委員から、地域は実は事業に取り組みたくてもできない状況にあり、我々が考えている以上に疲弊しているのではないかと。地域住民の理解と自発的な取組に対して、行政が支援をするというスタンスには限界があり、小さな拠点づくり事業を「都市計画」として位置づけ、県が市町村や地域を指導し、リードしていく姿勢が必要ではないかとの意見がありました。これに対し執行部からは、今回のモデル地区選定事業においては、複数の地区間の連携面でのハードルが高く、市町村の調整等を経

でも応募に至らなかった事例があったことや、モデル地区でなくとも小さな拠点づくりの取り組みを進めていきたいという声があったことなどから、地域ごとの事情を踏まえて事業を進めることが必要であり、引き続き市町村と連携し、より一層積極的に関わっていきたいとの回答がありました。また、別の委員からは、モデル地区選定の採択要件を満たしているかどうかではなく、いかに採択要件を満たさせていくかという考え方を持って、県として助言をしながら、地域、県民をあたたく守っていくことが必要であるとの意見がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。